

社員寮への入居留学生の募集について

財団法人留学生支援企業協力推進協会協力企業から、社員寮への本学留学生受入れの通知がありましたのでお知らせします。

趣 旨

海外からの留学生を民間企業の社員寮に受入れることにより、留学生に安定した宿舎を提供して経済的な支援を図るとともに、社員寮での留学生と社員との日常レベルでの交流を通して相互理解を促進すること。

寮の概要

別紙参照

応募資格

- (1) 「留学」の在留資格を有し、入居時に本学の学部又は大学院の正規課程（標準修業年限内）に在籍していること。**（申請時および入居時に休学中の者、入居時に在籍している課程での留年経験者は除く。）**
- (2) 推薦書（申請者の学業・人物・将来性についての所見を記した企業宛文書）の作成を依頼できる指導教員または所属部局長がいること。
- (3) 原則として私費留学生であり、月額 10 万円以上の奨学金を受給していないこと。
- (4) 食事等を含めて日本の生活習慣をある程度理解しており、日本語で意思の疎通ができること。
- (5) 集団生活に適応し協調性があること。特に、社員寮のルールを遵守でき、日常生活のマナーを心得ていること。
- (6) 国民健康保険に加入していること。
- (7) 深夜から明け方に及ぶアルバイトに従事していないこと。
- (8) 企業から入居を許可された際に、「留学生住宅総合補償」に加入すること。
- (9) 過去に社員寮に入居していないこと、および平成 29 年 4 月以降に本学留学生宿舎の入居期間が残っていない者。
- (10) その他詳細は別紙「寮の概要」を参照すること。

留意事項

- (1) 選考について
 - ① 3 応募資格 (9) に記載のとおり、平成 29 年 4 月以降も本学留学生宿舎の入居許可期間が残っている者は応募対象外とする。
 - ② 応募者が複数いる場合は、貴部局における推薦順位を付して提出すること。（様式任意）
 - ③ 各部局からの提出書類を受理後、当課から申請者へ直接連絡し、当課にて 5 月下旬までに面接のうえ、推薦者を決定する。その後、当課より推薦決定者へ企業提出用の申請書等を配付する。なお、推薦可否については 5 月末日までに当課から申請者所属部局および申請者へ連絡する。
 - ④ 企業にて書類審査の後、企業担当者による面接が行われる。
 - ⑤ 申請書類を企業へ提出した後は、辞退することはできない。入居許可がおりるのは、通常、書類を企業に提出してから 1～3 ヶ月後となる。
- (2) 入居期間及び退寮について
 - ① 企業からの入居許可書に記載の入居期間が満了した場合は、原則として退寮となる。入居期間は、進学を理由に延長が許可される場合もあるが、その場合も最長で満 4 年に達した年度の末日までとなる。ただし、卒業および他大学転学の際はその時点で退寮となる。
 - ② 「入居案内」（推薦決定者に配付）に定められた内容に反した場合、又は著しく他の寮生の迷惑になるような事態が生じた場合は、「入居案内」の規定に基づき社員の扱いに準じて退寮となることがある。

提出書類及び応募締切

社員寮入居申請書：平成 29 年 4 月 26 日（水） 17：00 【厳守】

提出先・問合せ

教育学研究科 学生支援チーム（国際交流担当）
03-5841-3908 gakuseishien@p.u-tokyo.ac.jp
<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/~edudaiga/index.htm>